

浄化槽保守点検業者登録申請手続案内

沖縄県文化環境部

浄化槽保守点検業者登録申請等手続案内

1. 主 旨

沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（沖縄県条例第 14 号。以下「条例」という。）第 2 条の規定により、浄化槽保守点検業を営もうとする者は、沖縄県知事の登録を受けなければなりません。

登録の申請等については、次のような所定の手続きが必要です。

2. 登録申請

浄化槽保守点検業を営もうとする者は、すべての次の手続きが必要です。

1) 浄化槽保守点検業者登録申請書の提出 (様式 1)

添付書類

(1) 誓 約 書 (様式 2)

(2) 申請者が個人の場合は、住民票の抄本

(3) 申請者が法人の場合は、登記簿謄本

(4) 申請者の略歴 (様式 3)

(5) 浄化槽管理士免状の写し及び住民票の抄本

(6) 浄化槽清掃業者名簿 (様式 4)

(7) 器具明細書 (様式 5)

(これを証明する写真及びカタログを要する)

(8) 保守点検受託基数一覧表 (様式 6)

※ただし、様式 4 と 6 は相当の理由がある場合には、省略することができる。

2) 標識の掲示 (様式 11)

※条例第 11 条の規定に基づき、営業所ごとに標識を掲げなければなりません。

3) 帳簿の備付け (様式 12)

保守点検業者は、その営業所ごとに帳簿を備え、これを保存しなければなりません。

※帳簿は、各事業年度の末日をもって閉鎖し、閉鎖後 3 年間営業所ごとに保存しなければなりません。

4) 業務報告 (様式 13)

保守点検業者は、毎年 6 月 30 日までにその年の 3 月 31 日以前の 1 年間における浄化槽保守点検業に関し、報告書を知事に提出しなければなりません。

3. 変更の届出 (様式 9)

登録事項に変更が生じた場合は、変更届出書に次の区分に応じた書類を添付しなければなりません。

1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者名）の変更の場合

添付書類

(1) 個人の場合は、住民票抄本

(2) 法人の場合は、登記簿謄本

2) 営業所の名称及び所在地の変更の場合

添付書類

- (1) 登記簿謄本（商業登記の変更を必要とする変更の場合に限る）
- (2) 営業所の位置図（営業所の所在地の変更及び新たに営業所を設けた場合に限る。）

3) 法人にあっては、その役員の氏名変更の場合

添付書類

- (1) 登記簿謄本
- (2) 新役員となる者がある場合
 - ① 誓約書 (様式 2)
 - ② 当該役員の略歴書 (様式 3)

4) 営業区域の名称の変更の場合

添付書類

- 浄化槽清掃業者名簿 (様式 4)
- (拡大された営業区域に限る。)

5) 営業所ごとにおかれる浄化槽管理士の氏名の変更の場合

(浄化槽管理士が担当する営業区域の名称の変更を除く。)

添付書類

浄化槽管理士免状の写し及び住民票抄本

4. 廃業等の届出 (様式 10)

5. 浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付請求書、閲覧請求書 (様式 8)

登録簿の謄本の交付又は、閲覧を請求しようとする者は、所定の請求書

を知事に提出しなければなりません。

注 意 事 項

1. 書類は、主たる営業所の所在地を管轄する保健所に正副 2 部提出する。
ただし、様式 8 については、直接沖縄県文化環境部環境整備課に 1 部提出する。
2. 様式書類は、すべて A 4 版であるので、添付書類も大きさをそろえること。